

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくしの里福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事、評議員選任解任委員、第三者委員をいう。
- (3) 常勤理事とは、業務執行理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費で会って、報酬とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬は勤務実態に即して以下のとおりとする。

- (1) 常勤理事（業務執行理事）の報酬については別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期はこの法人の就業規則及び給与規定に準ずる。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は法人の会議出席、法人及び施設運営のための行うに従事した都度支給する。
- 3 前項において、本人の申し出で、あるいは同意があれば本人指定の金融機関に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、この法人の旅費規定に基づいて費用を支給する。

(常勤理事の報酬の支給方法)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人、この規程をもって社会福祉法第59条の2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則 この規程は、2022年(令和4年)7月1日より実施する。